

電子申請をご活用ください

給水装置工事に関する申請は、電子申請で行うことができます。各種申請の手順や詳細は市公式ウェブサイト（[こちら](#)）でご確認ください。

電子申請を利用すれば、市役所に来庁する必要がなく、書類の提出が可能です。また、開庁時間外でも書類を提出できます。ぜひ、電子申請をご活用ください。なお、電子申請についてご不明な点や操作が難しい場合は、ご説明いたしますので、遠慮なく水道工務課水道給水係までお問い合わせください。

1 電子申請のイメージ

The screenshot shows a digital application form with two sections highlighted by red boxes:

- Q40. 水栓番号** (必修) - This section contains a text input field with a character limit of 60,000. A red box labeled "必要事項を入力していきます" has an arrow pointing to the top-left corner of this section.
- Q41. 給水装置工事申込書一式** - This section includes a note: "提出書類をpdfにて、添付してください。" Below it is a file upload area with a placeholder "(なし)" and a red box labeled "提出書類を PDF で添付します" with an arrow pointing to the bottom-left corner.

2 各種申請の二次元バーコードと URL について

各種申請の二次元バーコードと URL は、表 1 をご確認ください。

表1:各種申請の二次元バーコード・URL一覧

申請内容	二次元バーコード	URL
給水装置工事申込		https://logoform.jp/form/DAxa/771250
中間検査		https://logoform.jp/form/DAxa/861555
メータ取り付け報告		https://logoform.jp/form/DAxa/864732
完了検査		https://logoform.jp/form/DAxa/862634
本舗装完了届		https://logoform.jp/form/DAxa/1180440
道路工事連絡		https://logoform.jp/form/DAxa/1180159

3 電子申請の変更点について

(1) 給水装置工事申込の変更について

給水装置工事申込の申請フォームの改修を予定しています。改修後は、二次元バーコードおよび URL が変更となります。

新 URL 等：市公式ウェブサイトにてお知らせいたします。

※ 旧 URL 等でログインできない場合は、市公式ウェブサイトからログインし直してください。

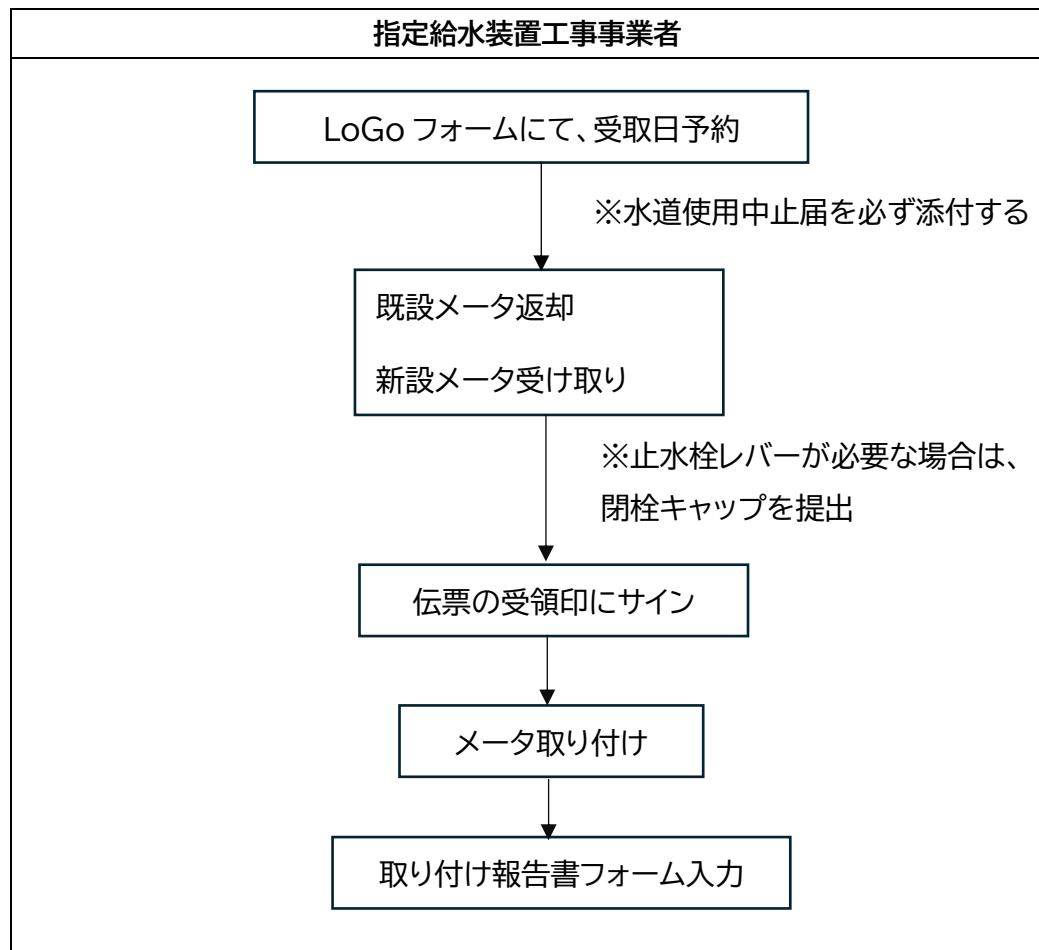
改修時期：令和 7 年度中

(2) 中間検査の変更について

① 変更点

口径変更の申請においても、中間検査を実施できるようになります。二次元バーコードおよびURLに変更はありませんので、中間検査の申請フォームから申請してください。

② 申請フロー



③ 注意事項

- ・ 中間検査予約を電子申請で行った場合に限り、口径変更の申請でも中間検査を実施できます。
- ・ 既設メータの使用中止手続きが必要となるため、水道使用中止届を必ず添付してください。(中止日は、開始日と同日を記入してください。)

- ・ 新設メータは、既設メータと引き換えにお渡しします。メータ受け取り時に、必ず既設メータを窓口にお持ちください。
- ・ 止水栓レバーが必要な場合は、閉栓キャップを窓口にお持ちください。